

五條市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日(水) 午後1時24分～午後2時30分

2. 開催場所 五條市立中央公民館 3階大会議室

3. 農業委員

出席委員(13人)

議席番号	2番	磯田 幸一郎	議席番号	12番	新宅 一也
議席番号	4番	柏井 正樹	議席番号	13番	益田 吉博
議席番号	5番	岩倉 義調	議席番号	15番	吉田 正材
議席番号	6番	土橋 洋二	議席番号	14番	北山 徹
議席番号	7番	鍵矢 智民	議席番号	16番	辰己 清史
議席番号	8番	松井 正昭	議席番号	18番	鶴田 和恵
議席番号	10番	栗本 恵司			

欠席委員(6人)

議席番号	1番	西岡 直美	議席番号	11番	井上 伸浩
議席番号	3番	小松 禎史	議席番号	17番	和田谷 好司
議席番号	9番	泉澤 光生	議席番号	19番	吉田 丈子

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員(0人)

欠席委員(20人)

五條地区	池田 義美	南宇智地区	芳田 良子
野原地区	岩井 久和	南宇智地区	小原 加代子
野原地区	西辻 卓司	南阿田地区	福西 忠文
宇智地区	窪田 裕	大阿太地区	北山 高嗣
宇智地区	石田 実	白銀西地区	千切 重敏
牧野地区	辻井 博	白銀南地区	吉谷 昇
阪合部地区	仲山 明良	白銀北地区	東 秀一
阪合部地区	西本 光治	賀名生地区	辰己 史子
北宇智地区	南 芳秋	宗捨地区	前田 壽郎
北宇智地区	和田 全啓	大塔地区	阪井 誠一

5. 議事日程

第1	開会	
第2	会長挨拶	
第3	欠席委員の報告	
第4	署名委員の指名	
第5	審第1号 農地法第3条申請審議について	4件
	審第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項申請審議について	25件
	報第1号 農地法第5条第1項第7号に係る専決処分について	1件
第6	その他	

6. 農業委員会事務局職員

次長 上辻 敦司

辻 哲子

7. 会議の概要

事務局	<p>ただ今から令和4年第3回五條市農業委員会総会を開会致します。 携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。 それでは始めに、新宅会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p><あいさつ></p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは五條市農業委員会会議規則第7条により会長が議長となり議事進行することになっておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>本日は、コロナ感染のリスクを避けるため、議席番号が偶数の委員さんを中心に出席いただいています。 推進委員さんは欠席いただいています。 農業委員の過半数が出席しておりますので、五條市農業委員会会議規則第12条により、総会は成立しております。 本日の議事録署名委員については、議席番号13番益田委員さん、15番吉田委員さんを指名させていただきますが、よろしいですか。</p>
委員	<p>(はい)</p>
議長	<p>それでは、よろしく願いいたします。 なお本日の会議書記は、辻さんを指名します。</p>

議長

本日の案件は、〈 読み上げ 〉
以上、30件の審議をお願いします。

議長

それでは審第1号 農地法第3条申請審議について、4件上程します。
受付番号1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号1番について説明致します。

地図番号1-1 航空写真1-1

申請地は、牧町 番 地目：田 現況：畑 m²
外59筆、合計面積 m²です。

(譲受人) 五條市西吉野町湯川 番地
さん
職業：農業 年齢： 歳

(譲渡人) 五條市西吉野町湯川 番地
さん

本件は、親子間の贈与により所有権を移転する申請です。

申請地は、牧町に 筆、野原東7丁目に 筆、西吉野町赤松に 筆、西吉野町湯川に 筆となっています。

牧町の 筆と野原東7丁目の 筆は、 に入る手前の県道 沿いに位置します。

赤松 番は五條吉野土地改良区の があり、1筆が m²の大きな柿畑です。

湯川 番 から 番は、県道 沿いに、湯川 番 以降は しています。
です。

譲受人の経営面積は m²で、申請地ではこれまでどおり、柿、梅、山椒などを栽培します。販売経路はJAや直売になります。

ご本人の農作業歴は 年、ご本人が年間250日農作業に従事するほか、同居の が200日、従事されるとのことです。

農機具については、SS2台、トラクター2台、運搬車3台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラ3台、トラック1台を所有しております。

周辺地域の関係性については支障がなく、地域の農地の利用調整に協力します

とのことです。以上です。

議長

それでは、辰己委員さん、説明をお願いします。

辰己委員

今、事務局から説明された通りでございます。親から子への贈与でございます。

は非常に農業に熱心な方で、また、お住まいになられている湯川地区は西吉野の中でも非常に農業が盛んな地域でして、20代から40代の若い後継者が非常に育った所です。も同様ですし、何ら問題ございませんので、どうぞよろしく願いいたします。

議長

次に受付番号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号2番について説明いたします。

8ページになります。

地図番号1-2 航空写真1-2
申請地は、中之町 番 地目：田 現況：田 m²です。

(譲受人) 天理市中町 番地
さん

職業：会社員 年齢： 歳

(譲渡人) 五條市中之町 番地
さん

本件は、親子間の贈与による所有権移転の申請です。

申請地は、 に約200mの付近に位置します。

譲受人は現在は天理市に転出しておりますが、もともとは で、転出後も、 と農地を管理して来ました。

申請地では、これまでどおり、米を作ります。JAに出荷しています。

ご本人の農作業歴は 年、ご本人が年間150日、農作業に従事されます。

農機具については、トラクター、田植機、コンバインを所有しています。

周辺地域との関係については、申請地はこれまでどおりの農地の利用となるため支障がなく、地域の農地の利用調整に協力しますとのことです。以上です。

議長

それでは、土橋委員さん、説明をお願いします。

土橋委員

只今、事務局から説明がありましたが、親子間による贈与です。ご本人は遠方に

お住まいですが、該当地域を含め の水稻の作付を行っております。繁忙時期には地域の人に助けをもらいながら農作業を行うと聞いております。以上です。宜しく願いいたします。

議長

次に受付番号3番について合わせて、事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号3番について説明します。

地図番号1-3 航空写真1-3

申請地は、野原西1丁目 番 地目：畑 現況：畑 m²です。

(譲受人) 五條市野原西1丁目 番 号
さん

職業：農業 年齢： 歳

(譲渡人) 大和高田市幸町 番 - 号
さん

本件は、売買による所有権移転の申請です。

申請地は、 通りにあります。
地番図では と表示されているいますが、最新の状況では 地番に
分筆され、 ができています。
このあとの報告事項でも出てきますが、 の
位置に一般住宅を建築予定で、その の玉ネ
ギやイモを栽培されるとのことです。

は 町や 町に約 m²の農地を持ち、柿や梅を
栽培されており、 とともに年間を通して農業に従事されています。
農機具については、耕運機、トラクター、草刈機、噴霧器を所有しています。
地元に水利組合はありませんが、自治会に対しては、説明を済ませているとの
ことです。

議長

次の受付番号4番も関連しているので事務局、一緒に説明してください。

事務局

受付番号4番について説明致します。

地図番号1-4 航空写真1-4

申請地は、野原西1丁目 番 地目：畑 現況：畑 m²です。

(譲受人) 五條市樫辻町 番地

さん

職業：農業 年齢： 歳

(譲渡人) 大和高田市幸町 番 ー 号
さん

本件は、売買により所有権を移転する申請です。

申請地は、先程のとなりの場所です。

は昨年令和3年 月に5条の届出で、この農地の に一般住宅を建て
る届出をして、 に完成しています。

も m²の農地を経営しており、柿
を栽培されておりますが、今回申請する農地では、自家消費するじゃがいもや
ネギ、キャベツなどを栽培予定です

ご本人の農作業歴は5年、ご本人と が年間を通して農業に従事されます。

農機具は、軽トラ、噴霧器、草刈機を所有しています。

地域の農地の利用調整に協力しますとのこと。以上です。

議長

それでは、3番、4番、2件について、磯田委員さん、説明をお願いします。

磯田委員

今、事務局の方から説明頂いた通りでございます。この方に関しては柿、梅など
色々と育てられており、比較的大きな農家さんです。今回、該当地に移転する
予定で、自宅横の農地を家庭用菜園として使用したいということで、お二人で
一筆ずつ購入するというご様子でございます。ご審議、宜しくお願いいたします。

議長

それでは、審第1号 農地法第3条申請の4件について、質疑に入ります。

(発言無し)

議長

皆さん、異議ありませんか。

(異議なし)

議長

それでは異議なしで承認いただいたものとします。

議長

次に、審第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項申請審議について、
25件上程します。事務局から説明をお願いします。

	<p>沿い、 に位置します。</p> <p>譲受人は、五條市岡町 番地 さん 歳 譲渡人は、五條市岡町 番地 さん</p> <p>令和9年4月 日まで使用貸借権を更新し、水稻を栽培します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号5番。 地図番号2-5 航空写真2-5 申請地は、御山町 番 地目：畑 現況：畑 m²です。 m付近に位置します。</p> <p>譲受人は、五條市御山町 番地 さん 歳 譲渡人は、五條市御山町 番地 さん</p> <p>新規で、令和34年1月 日まで使用貸借権を設定し、柿を栽培します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号6番。 地図番号2-6 航空写真2-6 申請地は、御山町 番 地目：畑 現況：畑 m²です。 先程の受付番号5番の位置からはさらに m付近に位置します。</p> <p>譲受人は、五條市御山町 番地 さん 歳 譲渡人は、五條市御山町 番地 さん</p> <p>新規で、令和34年1月 日まで使用貸借権を設定し、柿を栽培します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号7番。9ページから10ページにまたがります。</p> <p>地図番号2-7 航空写真2-7 申請地は、西阿田町 番 地目：田 現況：畑 m² 外5筆 合計面積 m²です。 番から 番 までの 筆は、 付近に位置し ます。 番はさらに 付近、山田町 番 は、さらにその m付近に位置します。</p> <p>譲受人は、五條市西阿田町 番地 さん 歳 譲渡人は、五條市西阿田町 番地 さん</p>

令和9年3月 日まで使用貸借権を更新し、水稻、スイートコーン、白菜を栽培します。

事務局

続いて受付番号8番。 地図番号2-8 航空写真2-8
申請地は、上之町 番 地目：田 現況：田 m²です。
外1筆 合計面積 m²です。
付近に位置します。

譲受人は、五條市上之町 番地 さん 歳
譲渡人は、五條市上之町 番地 さん

令和7年3月 日まで使用貸借権を更新し、ネギを栽培します。

事務局

続いて受付番号9番。 地図番号2-9 航空写真2-9
申請地は、北山町 番 地目：田 現況：田 m²
外3筆 合計面積 m²です。
先程の m付近に位置します。

譲受人は、五條市上之町 番地 さん 歳
譲渡人は、五條市田園2丁目 番地の さん

令和7年3月 日まで使用貸借権を更新し、ネギを栽培します。

事務局

続いて受付番号10番と11番が関連します。
地図番号2-10 航空写真2-10
申請地は、久留野町 番 地目：田 現況：田 m²
外1筆 合計面積 m²です。
が
あります。

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを介して、
譲受人は、吉野郡大淀町福神 番地の さん 歳
譲渡人は、五條市久留野町 番地 さん

新規で令和9年3月 日まで使用貸借権を設定し、水田として利用します。

事務局

続いて受付番号12番と13番が関連します。

地図番号2-12

航空写真2-12

申請地は、三在町 番 地目：畑 現況：畑 m²
外7筆 合計面積 m²です。

道沿いに位置します。

番は少し離れた場所で、

ことの

の近くにあります。

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを介して、

譲受人は、五條市西吉野町北曾木 番地 さん 歳

譲渡人は、大和高田市幸町 番 号 さん

新規で令和9年3月 日まで使用貸借権を設定し、樹園地として利用します。

事務局

続いて受付番号14、15、16、17、18、19と20番が関連します。

13ページから15ページにまたがります。

地図番号2-14

航空写真2-14

申請地は、原町 番 地目：田 現況：田 m²
外10筆 合計面積 m²です。

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを介して、

譲受人は、五條市原町 番地 さん 歳

受付番号14番の さんの原町 番と受付番号15番の さ
んの原町 番は、 に隣接しています。

受付番号16番の さんの 番は の裏手、
に隣接しています。

受付番号17番の さんの 番、 番はその 。 番は
西隣です。

さんの、 番は、 番の西隣。 番は です。

さんの 番は 番の 。 番は 、

さんと の間に位置します。

ご覧いただきましたいずれの地番でも、新規で令和14年3月 日まで使用

貸借権を設定し、水田として利用します。

事務局

続いて受付番号21番と22、23番が関連します。

地図番号2-21

航空写真2-21

申請地は、丹原町 番 地目：田 現況：田 m²
外4筆 合計面積 m²です。

も近くになります、譲渡人の 周辺に点在しています。

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを介して、
譲渡人は、橋本市東家4丁目 番 号 さん
譲受人は、 番 以外の4筆を、
五條市丹原町 番地 さん 歳
番 のみ、
五條市丹原町 番地 さん 歳

令和9年3月 日まで使用貸借権を更新し、水田として利用します。

事務局

続いて受付番号24番と25番が関連します。

地図番号2-24

航空写真2-24

申請地は、野原東1丁目 番 地目：田 現況：田 m²
外4筆 合計面積 m²です。

付近に位置します。

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを介して、
譲受人は、五條市野原東7丁目 番 号 さん 歳
譲渡人は、五條市野原中1丁目 番 号 さん

新規で令和9年3月 日まで使用貸借権を設定し、水田として利用します。

以上25件の申請は、市から提出されております農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号による農地利用集積計画の内容から、全ての農地を効率的に耕作すること、農作業に必要な従事者や農機具を有していることなど、農地の権利取得に必要な要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長

北山委員さんは、関連案件がありますので、ここで一旦退室をお願いします。

(北山委員、会議室を退室)

議長

それでは、25件の質疑に入ります。発言の有る方は挙手をお願いします。

(発言なし)

皆さんご異議、ご意見ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしにて承認いただいたものとして、審第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり承認した旨を農林政策課へ回答することを決定します。

北山委員はお戻りください。

(北山委員 会議室に戻る)

議長

次に報第1号農地法第5条第1項第7号届出に係る専決処分について、1件上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号1番について説明いたします。

地図番号 報1-1 航空写真 報1-1

届出地は、野原西1丁目 番 地目：畑 現況：畑 m²

外1筆 合計面積 m²です。

(譲受人) 五條市野原西1丁目 番 号
さん

(譲渡人) 大和高田市幸町 番 号
さん

令和4年2月 日付で、所有権を移転し、一般住宅に転用する届出を受理しました。生産緑地の指定を受けていない市街化区域の農地です。

となり

ます。

の住宅を建設します。

工期は6月から12月頃まで予定しています。

隣接する農地は先ほどの3条申請で取得する自分の農地のみとなります。
本件転用に関して、水利組合はありませんが、自治会への説明・同意を済まされています。

議長

それでは以上で、本日の議案の審議すべて終了いたしました。
その他、何かご発言があれば挙手をお願い致します。

事務局から何かありますか。

事務局

(農林水産大事表彰の紹介)

お知らせがあります。

このたび農地利用の最適化の推進に顕著な功績があったとして、新宅会長と五條市農業委員会が、個人と団体それぞれ、農林水産大臣から表彰を受けることになりました。

新宅会長におかれましては、平成17年度から農業委員に選ばれ、平成20年からは会長を務められ、15年を超え長きにわたり農業委員会に在職し、地域農業の発展と円滑な組織運営にご尽力されてきました。

また積極的な農地パトロールや、集落営農の推進にも成果を上げており、その功績が顕著であると認められました。

また五條市農業委員会も、柿や梅などの生産や、獣害に対してはジビエ肉として活用するなど特徴的な地域性を有する中で、農地中間管理機構を通じた農地の集積や集落営農の組織の取り組み、農地パトロール等による耕作放棄地発生の未然防止に努めるなど、優良農地を次世代に残す活動に尽力してきたことが認められました。

3月24日、新宅会長と平己産業環境部長、横谷局長が奈良県庁で行われる表彰式に出席予定です。

議長

他にないでしょうか。

それではこれで、令和4年第3回定例総会を終了します。

次回、令和4年第4回定例総会は、4月11日 月曜日 市役所1階大会議室で行います。よろしく申し上げます。

以上が令和4年3月10日 第3回五條市農業委員会定例総会の顛末である。

五條市農業委員会会長

署名委員

署名委員